

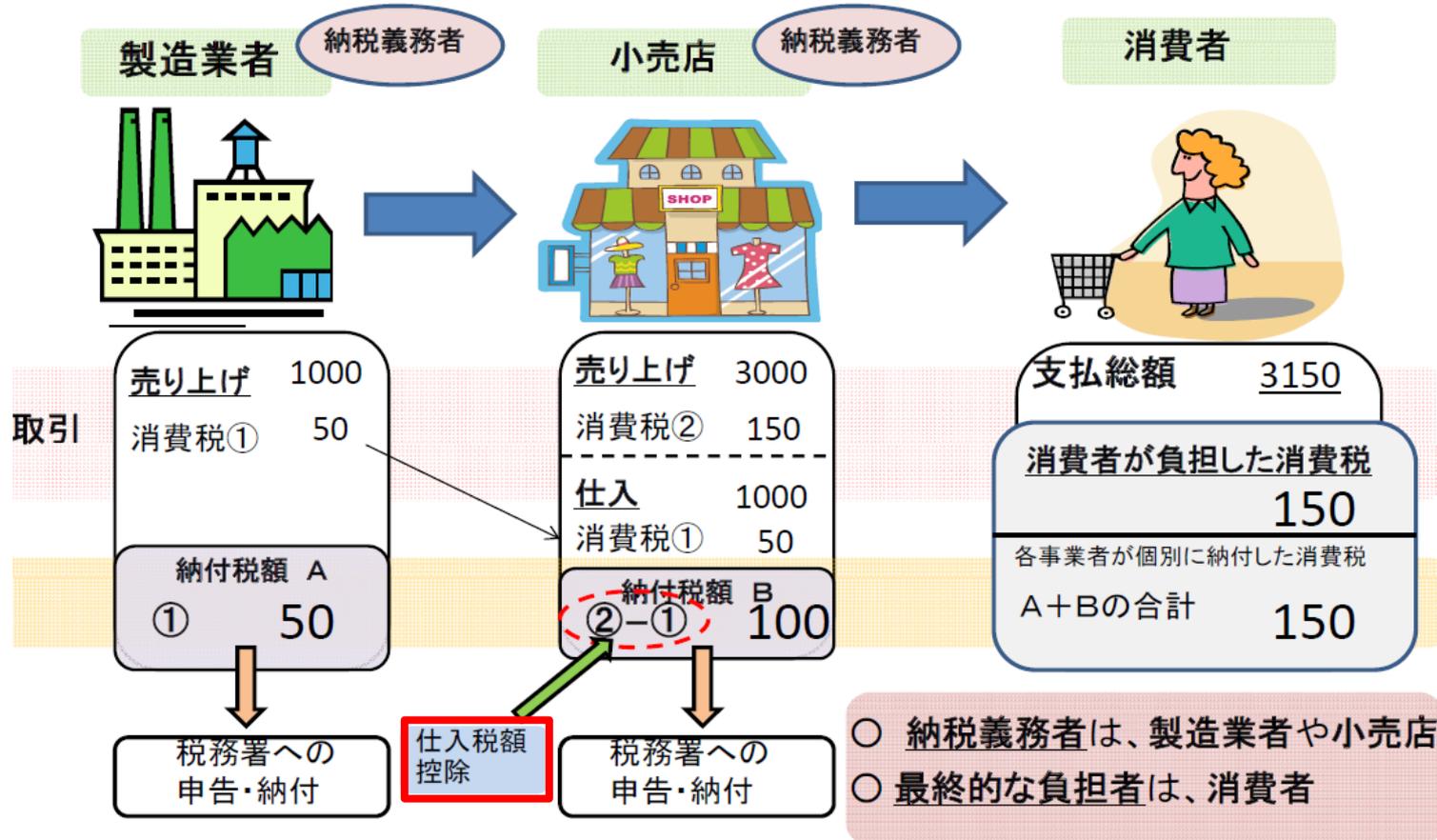
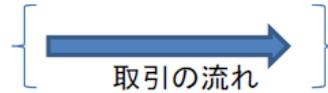
# **全国大学病院本院における 消費税負担の実態**

**嘉山 孝正**

**全国医学部長病院長会議 相談役**

# 消費税の基本的仕組み

消費税と負担と納付の流れ(税率5%の場合)



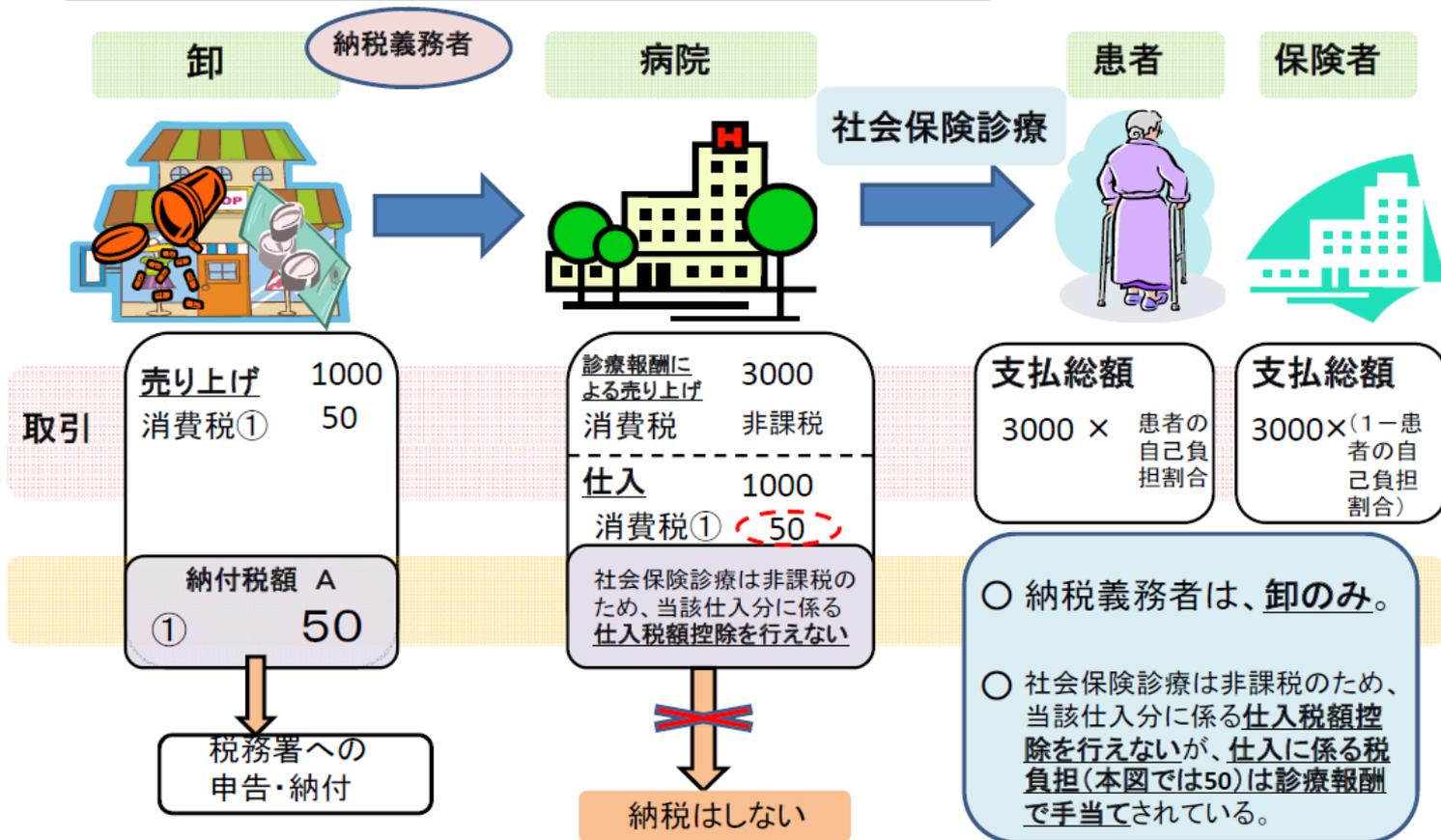
出所)中央社会保険医療協議会・医療機関等における消費税負担に関する分科会(H25.6.20)

**事業者は、課税売上げにかかる消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除した金額を納付。**

# 社会保険診療における消費税の取扱い

社会保険診療報酬は消費税非課税の取扱い

税率5%の場合  
(診療報酬による売り上げ3000は仮定)



出所)中央社会保険医療協議会・医療機関等における消費税負担に関する分科会(H25.6.20)

**社会保険診療は非課税だが、設備や医薬品、医療材料などの仕入れには消費税が掛かっており、「控除対象外消費税」の負担が発生。**

※薬価、特定保険医療材料価格は既収載品・新規ともに消費税分が上乘せされて算定。 3

## 診療報酬改定における消費税への対応

### ○平成元年4月診療報酬改定(消費税導入時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定	医療費ベース	+0.11%
薬価改定	医療費ベース	+0.65%
<b>合計</b>	<b>医療費ベース</b>	<b>+0.76%</b>

(※)満年度ベースでは、0.84%

### ○平成9年4月診療報酬改定(消費税引上げ時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定	医療費ベース	+0.32%
薬価改定	医療費ベース	+0.45%

(特定保険医療材料分0.05%を含む)

<b>合計</b>	<b>医療費ベース</b>	<b>+0.77%</b>
-----------	---------------	---------------

※ただし、同年度消費税引き上げ分とは別で以下の改定を実施

診療報酬改定	医療費ベース	+0.93%
…診療報酬の合理化を図るための改定		
薬価改定	医療費ベース	-1.32%

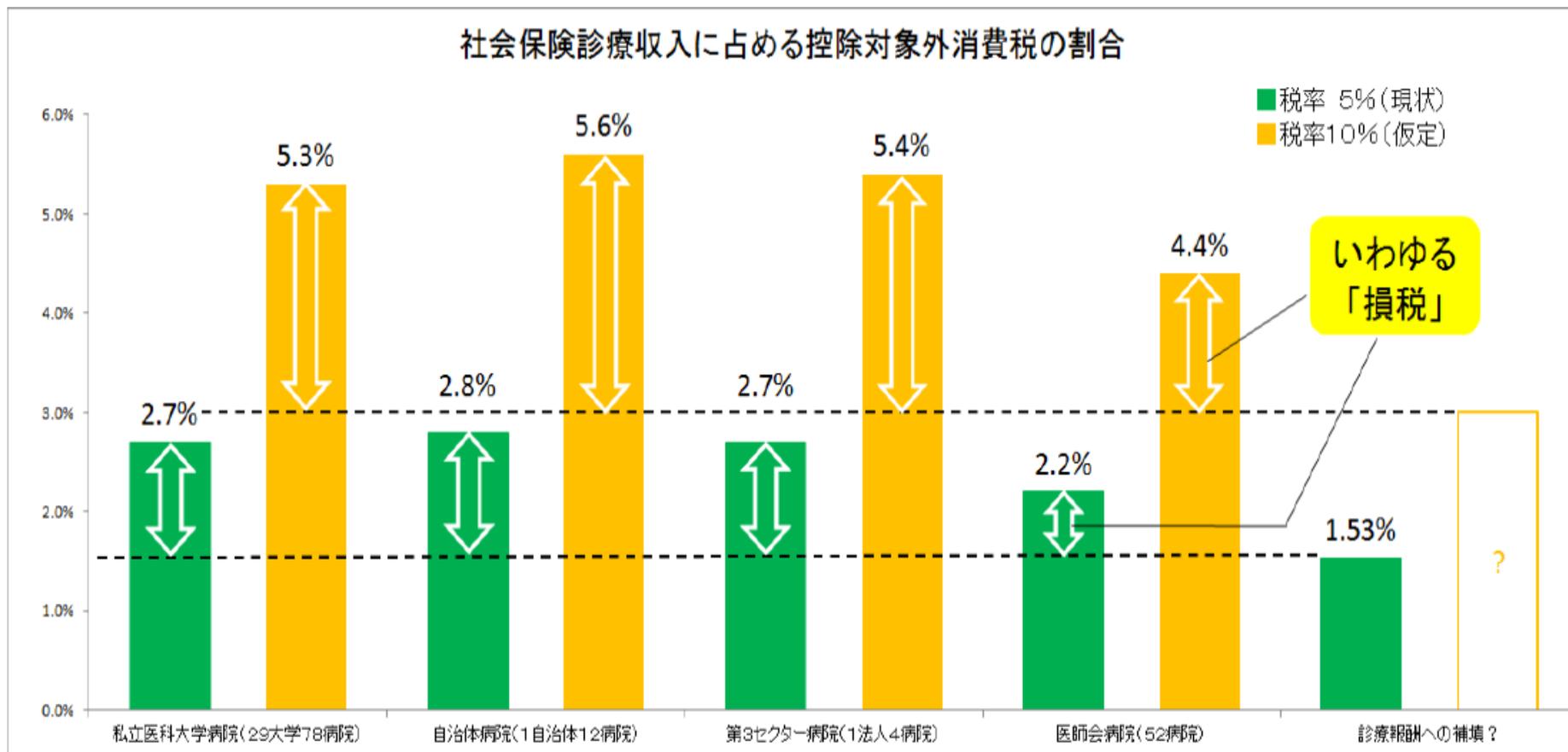
よって消費税引上げ分とそれ以外の改定分の合計で、平成9年は+0.38%の改定となっている。

**厚労省は、診療報酬によって手当て(+1.53%)していると説明。**

# 消費税税率引き上げとその影響

- 👉 仮に1.53%が現在でも補填されているとしても、1.53%では、不十分だったことは明らか。  
この不足は、消費税率が上げれば拡大する。

社会保険診療収入に占める控除対象外消費税の割合

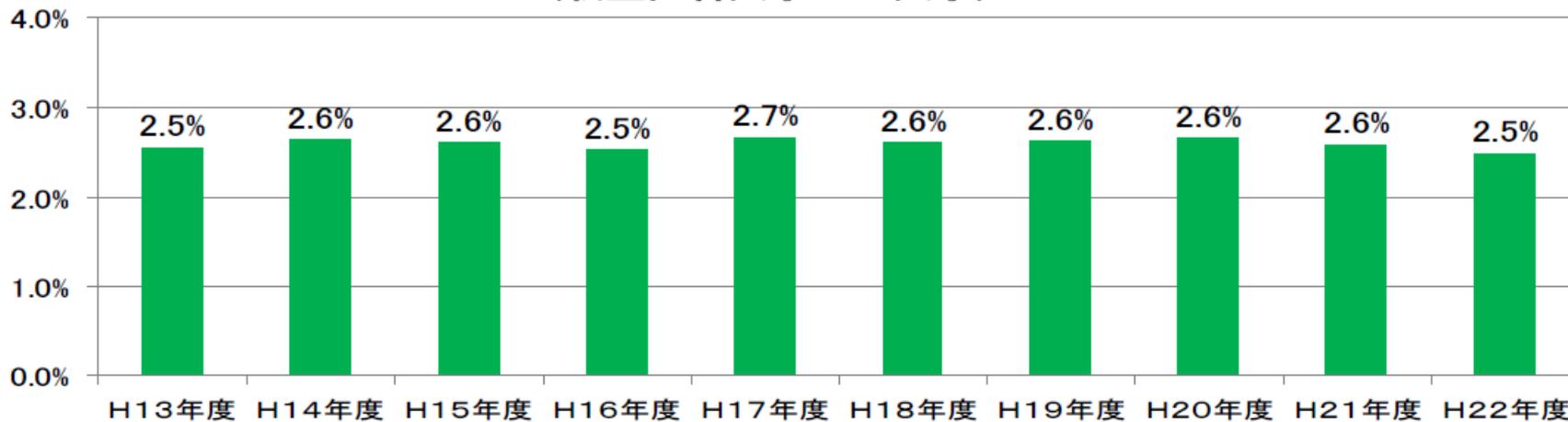


※診療報酬補填は、厳密には101.53分の1.53となるが、便宜上、「1.53%」と表記している。

2

経年推移をみても社会保険診療収入の2.5%～2.7%の割合で控除対象外消費税が発生している(私立医科大学病院)。決して一時的な負担ではない。

社会保険診療報酬に占める控除対象外消費税額の割合  
(私立医科大学 29大学)



(金額単位:百万円)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
大学数	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
病院数	77	77	77	77	78	79	80	82	82	82
社会保険診療収入(総額)	997,293	994,214	1,026,837	1,045,291	1,076,539	1,104,980	1,150,647	1,202,998	1,246,724	1,336,443
控除対象外消費税額(総額)	25,332	26,073	26,713	26,371	28,597	28,725	30,089	31,773	32,104	33,039
1大学当り控除対象外消費税額	874	899	921	909	986	991	1,038	1,096	1,107	1,139
1病院当り控除対象外消費税額	329	339	347	342	367	364	376	387	392	403
社会保険診療報酬に占める 控除対象外消費税額の割合	2.5%	2.6%	2.6%	2.5%	2.7%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.5%

# 日本医師会 平成23年度医療に関する税制 改正要望

日本私立医科大学協会と日本医師会における確認事項は以下のとおり。(平成23年9月12日)



- ①社会保険診療報酬に対する消費税の非課税制度を患者負担を増加させない課税制度に改善。
- ②上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資に係る仕入税額控除の特例措置創設。

# 中医協における議論

- ・ 消費税率8%引上げ時には、診療報酬とは別建ての高額投資対応は実施せず、診療報酬改定により対応

基本診療料・調剤基本料への上乗せによる対応を中心としつつ、「個別項目」への上乗せを組み合わせる形で対応

① 医科診療報酬では、

ア 診療所については、初・再診料及び有床診療所入院基本料に上乗せする。

イ 病院については、診療所と初・再診料の点数を変えないようにするため、診療所に乗せた点数と同じ点数を初・再診料(外来診療料を含む)に上乗せし、余った財源を入院料等に上乗せする。

② 歯科診療報酬では、初・再診料に上乗せする。

③ 調剤報酬は、調剤基本料に上乗せする。

# 控除対象外消費税額に関する 全国大学病院本院調査(平成24年度)

- 社会保険診療は非課税だが、設備や医薬品、医療材料などの仕入れには消費税が掛かっている。

**医療機関に「控除対象外消費税」の負担が発生**

- 全国の大学病院本院の実態把握のために、平成25年5月に実態調査(平成24年度分)を実施。  
→ 全80大学病院本院中76施設から有効回答

※分院にはさまざまな機能や規模の病院が含まれることから、特定機能病院である本院のみを対象として調査を実施。

# 全国大学病院本院(回答76施設)の 控除対象外消費税額(平成24年度)

控除対象外消費税は社会保険診療収入の2.76%にのぼる

## 1 大学病院本院当たり平均

社会保険診療収入	252億8,501万円
控除対象外消費税	6億9,414万円 (=仕入に係る消費税 7億4,046万円 -仕入税額控除 4,631万円)
控除対象外消費税の 社会保険診療収入に占める割合	2.76%

全80大学病院本院で年間推計555億円

# 大学種別データ

## (1 大学病院本院当たり平均)

大学種別	社会保険診療収入	控除対象外消費税	控除対象外消費税の 社会保険診療収入に 占める割合
国立(41)	215億1,528万円	6億0,771万円	2.80%
公立(8)	221億1,239万円	6億8,963万円	3.17%
私立(27)	319億4,944万円	8億2,673万円	2.57%
旧帝(7)	326億1,103万円	8億7,621万円	2.67%
旧六(6)	241億4,437万円	7億5,038万円	3.07%
新八(8)	212億7,981万円	6億1,813万円	2.86%
旧設(12)	215億6,679万円	6億4,394万円	3.00%
新設(16)	160億5,265万円	4億4,532万円	2.76%

# 消費税引き上げの影響試算(対5%時)

8%引き上げ(1大学病院本院当たり平均)

控除対象外消費税	11億1,062万円 (+4億1,648万円)
控除対象外消費税の 社会保険診療収入に占める割合	4.42% (+1.66p)

10%引き上げ(1大学病院本院当たり平均)

控除対象外消費税	13億8,828万円 (+6億9,414万円)
控除対象外消費税の 社会保険診療収入に占める割合	5.52% (+2.76p)

※あくまで機械的に試算したものである。